

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月4日
【会社名】	電気興業株式会社
【英訳名】	DENKI KOGYO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 進 藤 秀 一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】	03 - 3216 - 1671（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経理部長 笠 井 克 昭
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】	03 - 3216 - 1671（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経理部長 笠 井 克 昭
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 301,780,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	電気興業株式会社大阪支店 (吹田市豊津町2番30号) 電気興業株式会社名古屋支店 (名古屋市東区東桜一丁目4番13号) 電気興業株式会社東京支店 (ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	764,000株（注）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株

（注）1 平成25年3月4日開催の取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### （1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	764,000株	301,780,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	764,000株	301,780,000	-

（注）1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### （2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
395	-	1,000株	平成25年3月21日	-	平成25年3月26日

（注）1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日以内に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとします。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
電気興業株式会社 総務部	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 丸ノ内支店	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
301,780,000	-	301,780,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

## (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額301,780,000円につきましては、平成25年4月1日以降、全額設備投資資金に充当する予定であります。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
設備投資資金	301,780,000	平成25年4月1日以降

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a 割当予定先の概要

名称	株式会社三井住友銀行（電気興業従業員持株会信託口）
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
直近の有価証券報告書等の提出日	（有価証券報告書） 事業年度第9期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日） 平成24年6月29日 関東財務局長に提出 （半期報告書） 事業年度第10期中（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日） 平成24年11月29日 関東財務局長に提出

（注）割当予定先の概要の欄は、別段の記載がある箇所を除き、平成25年3月4日現在におけるものであります。

## b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注）提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成25年3月4日現在におけるものであります。

## （従業員株式所有制度の内容）

### （1）概要

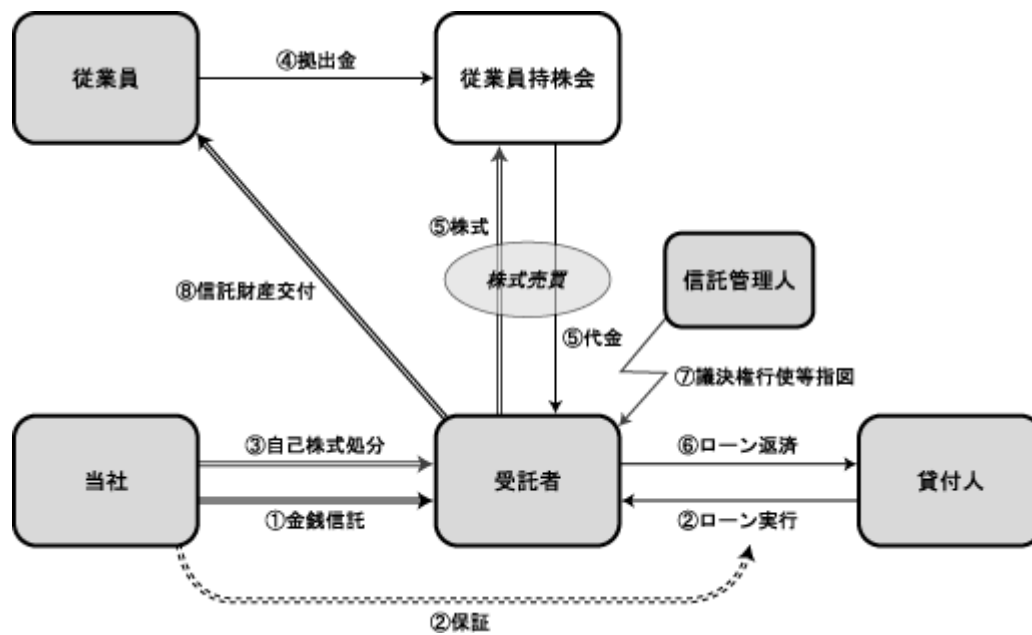
当社は、従業員の企業意思形成への参画意欲を高めることによるコーポレート・ガバナンスの充実及び強化、並びに、従業員に対する企業価値向上に向けたインセンティブの付与による勤労意欲の高揚を図ることを通じて、当社の企業価値の向上を目指すべく、当社の従業員持株会との連携による従業員株式所有制度である「従業員持株会連携型ESOP」（以下「本制度」といいます。）の導入を、平成25年3月4日開催の取締役会において決議いたしました。

本制度において、当社、当社から独立した第三者である信託管理人及び株式会社三井住友銀行間において締結する金銭信託契約に基づき、当社株式の保有及び処分を行う信託（以下「本信託」といいます。）を設定のうえ、本信託の受託者（以下「受託者」といいます。）が、当社の従業員持株会である「電気興業従業員持株会」（以下「当社持株会」といいます。）による当社株式の継続的且つ安定的な買付けに資するために、(i)借入れにより調達した資金をもって、当社持株会が今後5年間にわたり取得すると見込まれる数において、当社が処分する自己株式である当社株式を取得したうえ、本信託の信託財産に属する当社株式を売り付けること、(ii)本信託の信託財産に属する当社株式につき、当社持株会の加入者（以下「加入者」といいます。）の意思を反映する態様における議決権の行使を行うこと、並びに、(iii)本信託の信託財産に属する当社株式の売却によって当該借入れ返済後も余剰が生じる場合、金銭を加入者のうち所定の要件を充足する者に交付すること等を実施いたします。なお、当社は、受託者による借入れについて保証いたしますので、万一本信託の終了時までには当社株式の売却による当該借入れの返済に不足が生じる場合等には保証履行を行うこととなります。よって当社株価の下落により、信託終了時点において信託財産内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合には、保証契約に基づいて、当社が保証人として当該残債を一括弁済（保証履行）することとなりますが、従業員への負担は一切ございません。

### （金銭信託契約の概要）

委託者	当社
受託者	株式会社三井住友銀行
受益者	当社持株会の加入者又は加入者であった者のうち所定の要件を充足する者
信託契約日	平成25年3月4日
信託期間	平成25年3月4日から平成30年9月28日まで

なお、本制度の仕組みは、以下のとおりであります。



当社は、当社持株会の加入者又は加入者であった者のうち所定の要件を充足する者（以下「適格加入者」といいます。）を受益者として、本信託の受託者に対し、金銭を信託します。なお、当該金銭は、本信託の運営費用に充当されます。

受託者は、貸付人から借入れを受けます。なお、当該借入れに際し、当社は、貸付人に対して保証を提供し、その対価として受託者から保証料を受け取ります。なお、株価の下落により本信託の終了時まで受託者の借入れが完済されず、本信託が負担する借入債務が残る場合には、保証契約に基づき当社が保証履行し、貸付人に対して一括して弁済いたします。

当社は、受託者に対し、当社保有の自己株式を処分します。

当社持株会の加入者は、給与及び奨励金（福利厚生費）をもって、当社持株会に対し株式購入資金を拠出します。

受託者は、本信託の信託財産に属する当社株式を時価で売り付け、また、当社持株会は、加入者からの拠出金及び当社株式に係る配当金をもって、当社株式を時価で買い付けます。

受託者は、当社株式の売却代金及び当社株式に係る配当金をもって、貸付人に対する借入れの返済を行います。

受託者は、信託管理人の指図により、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権につき当社持株会における議決権行使結果を比例的に反映する内容において行使します。

本信託は、信託期間満了日のほか、信託財産内の当社株式が全て売却された場合など、定められた終了事由が発生した場合に終了いたします。受託者は、適格加入者に対し、信託終了時において残存する信託財産を交付します。その際、当社は、受託者から、本信託の運営費用に充当されなかった金銭の交付を受けます。

- (2) 当社持株会に売り付ける予定の株式の総数  
764,000株

## (3) 受益者の範囲

当社持株会の加入者又は加入者であった者のうち所定の要件を充足する者

## c 割当予定先の選定理由

本制度は、従業員の企業意思形成への参画意欲を高めることによるコーポレート・ガバナンスの充実及び強化、並びに、従業員に対する企業価値向上に向けたインセンティブの付与による勤労意欲の高揚を図ることを通じて、当社の企業価値の向上を目指すものであります。当社は、本制度の導入に際し、自己株式を有効活用すべく、割当予定先に対する自己株式の処分を行うことといたしました。

本制度においては「b 提出者と割当予定先との間の関係（従業員株式所有制度の内容）（1）概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、株式会社三井住友銀行を受託者とする信託契約を締結した上で、制度導入に至るサポート体制、導入後の事務体制並びに本制度の運営等を総合的に検討した結果、株式会社三井住友銀行（電気興業従業員持株会信託口）を割当予定先として選定したものです。

## d 割り当てようとする株式の数

764,000株

## e 株券等の保有方針

割当予定先である株式会社三井住友銀行（電気興業従業員持株会信託口）は、上記信託契約に基づき、本信託の信託期間内において、当社持株会による買付けに対応する売付けを行う等のために保有するものであります。

なお、割当予定先は、当社持株会による定例の買付けに対応して本信託の信託財産に属する株式を定期的且つ継続的に売付けることを予定していますが、当社は割当予定先から、払込期日（平成25年3月26日）より2年間において当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて内諾を得ております。

## f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先である株式会社三井住友銀行（電気興業従業員持株会信託口）は借入れにより払込みに要する資金を調達する予定ですが、割当予定先に対して貸付けを行う株式会社三井住友銀行との間において、上記金銭信託契約の約旨を踏まえ、払込期日までに当該払込みのための必要資金について貸付けが行われることの確認を行っております。

なお、当社は、借入人である割当予定先、貸付人である株式会社三井住友銀行及び保証人である当社間において締結する保証契約に基づき割当予定先の借入れについて保証を行いますが、当該保証契約に基づき割当予定先から保証料を受け取ります。

## g 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社三井住友銀行(電気興業従業員持株会信託口)は、上記信託契約に基づき、当社持株会による当社株式の継続的且つ安定的な買付けに資するために、割り当てられた当社株式を売り付けること、割り当てられた当社株式につき、信託管理人の指図に従い、当社持株会の加入者の意思を反映する態様における議決権の行使を行うこと等を実施いたします。なお、信託管理人は、同人又はその役員が(i)当社又はその被支配会社等若しくは関係会社(以下「当社等」といいます。)の役員、(ii)当社等の役員の2親等内の親族、(iii)当社の取引先金融機関又は重要な取引先の役員、(iv)当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び(v)当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者のいずれでもない者を上記信託契約において指定することにより選任いたします。

また、上記信託契約において、割当予定先及び信託管理人は暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)でないことを表明及び保証しているほか、割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らの関係も有しないことについて、株式会社三井住友銀行のディスクロージャー誌その他の公開情報に基づく調査によって確認しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

払込金額につきましては、平成25年3月1日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社株式終値である395円としております。取締役会決議日直前のマーケット・プライスであり、合理的であると考えております。

また、当該払込金額(395円)については、東京証券取引所における当社株式の直前1ヶ月間(平成25年2月4日から平成25年3月1日まで)における当社株式の終値の平均値(379円)との乖離率が+4.22%、直前3ヶ月間(平成24年12月3日から平成25年3月1日まで)における当社株式の終値の平均値(370円)との乖離率が+6.76%、直前6ヶ月間(平成24年9月3日から平成25年3月1日まで)における当社株式の終値の平均値(356円)との乖離率が+10.96%となっております。

上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名(内2名は社外監査役)全員が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

### b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、現在の当社持株会の年間買付実績等をもとに、本信託の信託期間中に当社持株会が株式会社三井住友銀行(電気興業従業員持株会信託口)による当社株式の売付けに対応して購入する当社株式の予定数量に相当するものであり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し1.08%(平成24年9月末現在の総議決権個数65,092個に対する割合1.17%)と小規模なものです。



また、本自己株式の処分は、従業員持株会連携型ESOPの導入により処分先において当社持株会における当社株式の買付けに対応する売付けを行うことを前提とするものであり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

以上より、本自己株式の処分の影響は軽微であり、合理的であると考えております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

#### 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に對 する所有議決 権数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11 号	6,618,000	10.17	6,618,000	10.05
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3 号	2,935,000	4.51	2,935,000	4.46
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番 1号	2,417,000	3.71	2,417,000	3.67
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6 番6号	2,338,898	3.59	2,338,898	3.55
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4 番1号	2,061,000	3.17	2,061,000	3.13
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7 番1号	1,800,000	2.77	1,800,000	2.73
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1 番2号	1,760,368	2.70	1,760,368	2.67
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13 番1号	1,750,000	2.69	1,750,000	2.66
電気興業取引先持株会	東京都千代田区丸の内3丁目3 番1号	1,520,000	2.34	1,520,000	2.31
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント ア カウント ジェイビーアールデ イ アイエスジー エフイー・エ イシー (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7 番1号)	1,080,231	1.66	1,080,231	1.64
計		24,280,497	37.30	24,280,497	36.87

(注) 1 平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2 上記のほか当社所有の自己株式4,610,325株(平成25年1月31日現在)は割当後3,846,325株になります。

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

#### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第86期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月28日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第87期第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月14日関東財務局長に提出

事業年度 第87期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月14日関東財務局長に提出

事業年度 第87期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月14日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月2日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（第86期事業年度）及び各四半期報告書（第87期第1四半期乃至第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成25年3月4日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書提出日（平成25年3月4日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

**第3【参照書類を縦覧に供している場所】**

電気興業株式会社本店

(東京都千代田区丸の内三丁目3番1号)

電気興業株式会社大阪支店

(吹田市豊津町2番30号)

電気興業株式会社名古屋支店

(名古屋市東区東桜一丁目4番13号)

電気興業株式会社東京支店

(ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

**第四部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第五部【特別情報】****第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。